

飯田市営住宅の管理代行に係る公告

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第47条第1項の規定に基づき、飯田市営住宅及び共同施設の管理を行う。

令和3年3月31日

長野県大字南長野南県町 1003 番地 1
長野県住宅供給公社
理事長 太田 寛

1 飯田市に代わって市営住宅の管理を行う者の名称

長野県住宅供給公社 理事長 太田 寛

2 飯田市に代わって管理を行う市営住宅

飯田市営条例等条例(平成22年市条例第17号)第2条第1号に定める市営住宅

| 名称 | 位置 | 構造 | 戸数 | 備考 |
|-------|---------------------|-------|-----|-------|
| 北の原 | 飯田市松尾常盤台 107 番地 | 中耐 | 226 | 集会所 1 |
| 三尋石 | 飯田市大瀬木 1971 番地 1 | 中耐 | 80 | 集会所 1 |
| 二ツ山 | 飯田市山本 6722 番地 1 | 木平・木二 | 140 | 集会所 1 |
| 大堤 | 飯田市座光寺 888 番地 1 | 簡平・簡二 | 106 | 集会所 1 |
| 長野原 | 飯田市時又 127 番地 155 | 簡二 | 79 | 集会所 1 |
| 北方 | 飯田市北方 297 番地 | 簡平 | 2 | 身障者向け |
| 平林 | 飯田市鼎切石 5119 番地 61 | 中耐 | 24 | |
| 黒田 | 飯田市上郷黒田 1408 番地 1 | 簡二 | 7 | |
| 飯沼 | 飯田市上郷飯沼 811 番地 1 | 簡平・簡二 | 6 | |
| 中郷 | 飯田市上村 410 番地 4 | 木平 | 1 | |
| 流宮 | 飯田市上村 413 番地 1 | 木平 | 2 | |
| 程野 | 飯田市上村 31 番地イ 他 | 木平 | 1 | |
| 上町 | 飯田市上村 641 番地 1 他 | 木平・木二 | 11 | |
| 下栗 | 飯田市上村 1295 番地口 | 木平 | 2 | |
| 樋口 | 飯田市南信濃和田 762 番地 | 簡平 | 2 | |
| 押出第1 | 飯田市南信濃和田 132 番地 1 他 | 木平 | 6 | |
| 押出第2 | 飯田市南信濃和田 154 番地 1 | 木二 | 6 | |
| 夜川瀬第1 | 飯田市南信濃和田 369 番地 | 木平 | 6 | |
| 夜川瀬第2 | 飯田市南信濃和田 294 番地 1 | 中耐 | 12 | |

3 飯田市に代わって行う市営住宅の管理の内容

(1) 飯田市営住宅等条例に基づく事務

| 飯田市営住宅等条例の条項 | 業務の内容 |
|--------------------------|---------------------------|
| 第 13 条第 1 項及び第 2 項 | 住宅以外の用途での使用の承認に関する事務 |
| 第 15 条第 1 項 | 明渡しの検査等に関する事務 |
| 第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項 | 明渡しの請求等に関する事務 |
| 第 18 条 | 入居者の公募に関する事務 |
| 第 19 条 | 公募の例外による入居者の決定に関する事務 |
| 第 20 条第 1 項 | 入居資格者の許可に関する事務 |
| 第 22 条第 1 項 | 入居者の決定に関する事務 |
| 第 22 条第 2 項及び第 3 項 | 入居決定者に対する通知に関する事務 |
| 第 22 条の 2 | 入居申込者の介護状況調査に関する事務 |
| 第 23 条 | 入居に係る抽選及び選考に関する事務 |
| 第 24 条 | 入居補欠者等の決定に関する事務 |
| 第 25 条第 1 項から第 5 項まで | 入居手続等に関する事務 |
| 第 26 条第 1 項及び第 2 項 | 同居の承認に関する事務 |
| 第 27 条第 1 項から第 3 項まで | 入居の承継等に関する事務 |
| 第 29 条第 1 項から第 6 項まで | 収入の申告等に関する事務 |
| 第 37 条第 1 項及び第 3 項 | 高額所得者に対する明渡しの請求に関する事務 |
| 第 39 条 | 収入超過者に対する住宅のあっせん等に関する事務 |
| 第 40 条第 1 項 | 用途廃止等による入居者の入居期間の通算に関する事務 |
| 第 86 条第 2 項 | 市営住宅等監理員の任命に関する事務 |
| 第 87 条第 1 項 | 市営住宅等の検査に関する事務 |
| 第 88 条第 1 項及び第 2 項 | 収入状況の報告の請求等に関する事務 |

(2) 公営住宅法に基づく事務

| 公営住宅法による条項 | 業務の内容 |
|-------------|-------------------|
| 第 21 条 | 修繕の実施に関する事務 |
| 第 27 条第 3 項 | 用途変更の承認に関する事務 |
| 第 27 条第 4 項 | 模様替え及び増築の承認に関する事務 |

(3) 市営住宅の管理に関して上記以外に併せて行う業務

| |
|------------------------|
| 家賃等の収納に関する事務 |
| 申請書等の取次ぎ及び通知等の送付に関する事務 |
| その他市営住宅の管理に必要な事務 |

4 飯田市に代わって市営住宅の管理を行う期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで